## 派遣事業におけるマージン率について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に基づき、マージン率を公開致します。

記

1.	派遣労働者の数		41人 (2025年6月2日現在)			
	マスター担当者	8人	ディレクター <b>・</b>	記者		5人
	アーカイブ担当者	3人	報道カメラ・	CA等		19人
	ラジオ業務担当者	2人				
2.	派遣先事業所数		7事業所	Ť	(2025年6月2日現	.在)
3.	労働者派遣料金の平均 1日8時間労働として算出	額	24, 088	<del>"</del> ]	(2025年6月2日現	在)
4.	派遣労働者の賃金平均 1日8時間労働として算出	額	20, 398	<del>"</del> ]	(2025年6月2日現	在)

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 (訓練内容)

15%

5. マージン率

訓練種別	対象となる 派遣労働者	訓練方法	訓練費用 負担	賃金支給
▶情報セキュリティ・安全衛生に関する教育、OA機器の操作	雇入時	0FF-JT	無償	有給
▶入社4年目までを対象にしたキャリアップセミナー	派遣中	0FF-JT	無償	有給
(「Schoo」オンライン・オンデマンド研修)				
▶異動による職種転換者に派遣前放送機器操作研修	待機中	0FF-JT	無償	有給

※キャリアコンサルティング 相談窓口及び連絡先 相談窓口:大竹総務部部長 電話番号:06-6452-2018

## 7. その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項

※マージン率は、労働者派遣法第23条第5項により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に 支払う賃金の差額の割合です。マージン率=(労働者派遣料金ー派遣労働者の賃金)/労働者派遣料金

8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否か

□労使協定を締結していない □労使協定を締結している

協定書の有効期間の終期 2026年3月31日

・協定労働者の範囲 全ての派遣労働者

以上

許可番号 派27-300439 株式会社アイネックス 代表取締役社長 松井 伸